

大分県報

平成二十年
第一九三一号
一月十八日

(金曜日)

目次

告示

字の区域の変更	一
身体障害者福祉法による医師の指定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	三
特別保護樹木の指定の解除	三
大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	三
漁港区域に係る海岸保全区域の指定	六
漁港区域に係る海岸保全区域の指定の廃止	六
道路区域の変更(二件)	六
道路の供用開始(二件)	七
公 告	
地域森林計画の樹立	七
地域森林計画の変更	七
平成二十年度大分県立農業大学校農学部学生の二次募集	八
一般競争入札の実施(二件)	八
正 誤	
平成二十年一月十一日付け大分県報第一九二九号に記載の公告(一般競争入札の実施)中の訂正	二二

○告示

大分県告示第二十三号

平成二十年一月十八日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、杵築市の区域のうち次の表の上欄に掲げる字の区域を同表の下欄に掲げる字に編入する旨杵築市長から届出があった。
平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

字	編入される区域	編入する字
山香町大字野原字宮ノ谷	七〇〇の五	山香町大字野原字塔ノ本
山香町大字野原字小松原	七一九の三	
山香町大字野原字弥ヶ谷	七六三の二、八二〇の五、八二〇の一九	
山香町大字野原字大辻	八二一及びこれに隣接する道路である市有地の全部	
山香町大字野原字下原	八五一の三、八五一の四及びこれらに隣接する道路である市有地の一部	

大分県告示第二十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬 勝 貞

診療科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
整形外科	戸澤 興 治	社会福祉法人別府発達医療センター 別府市大字鶴見四〇七五番地の一	平一九・一二・一四

大分県報(告示)

平成二十年一月十八日

大分県報（告示）

二

胃腸科	田村 洋一	別府中央病院 別府市北的ヶ浜町五の一九	〃
内 科	和田 哲也	医療法人聡明会 児玉病院 別府市亀川四の湯町五番一九号	〃
外 科	原 正隆	医療法人愛幸会 原病院 日田市三本松二丁目六の二六	〃
眼 科	中野 聡子	公立おがた総合病院 豊後大野市緒方町馬場二七六	〃
泌尿器科	住野 泰弘	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
整形外科	池田 真一	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地	
整形外科	伊藤 龍太郎	医療法人メディケアアライアンス あおぞら病院 国東市国東町小原二六五〇	
内 科	武井 雅典	武井医院 別府市幸町一の一〇	

大分県告示第二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
白杵市大字白杵五百一番地

- 2 フンドーキン醤油株式会社
代表取締役社長 小 手 川 強 二
特定事業場の所在地及び名称
白杵市井村小園二百八十番地
- 3 フンドーキン醤油株式会社ドレッシング工場
設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五号イ 原料処理施設、口 洗浄施設及びハ 湯煮施設

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水の項目	汚水の濃度	等の汚染	状態	の値	
								単位	m ³ /日					単位	mg/l
原料処理施設	一、〇〇〇キログラム/時間	既設	既設	既設	六時間	あり	あり	通常	通常	五・八〇八・六	一	六、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇	八
洗浄施設	一、〇〇〇キログラム/時間 三基	既設	既設	既設	六時間	あり	あり	最大	最大	五・八〇八・六	一	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三〇	一二
								通常	通常	五・八〇八・六	二	二	二	〇・一	〇・一
								最大	最大	五・八〇八・六	二	二	二	〇・四	〇・二
								最大	最大	五・八〇八・六	三	三	三	〇・六	〇・二
								最大	最大	五・八〇八・六	三	三	三	〇・六	〇・二

平成二十年一月十八日

大分県報(告示)

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水の項目	汚水の濃度	等の要求量	汚染の要求量	状態の要求量	の値	
								単位	単位						mg/l	mg/l
洗淨施設	一五、〇〇〇リットル/時間	既設	既設	既設	間欠	二時間	あり	通常	五・八〇	五・八〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	mg/l	mg/l
洗淨施設	一二〇本/分	既設	既設	既設	間欠	二時間	あり	最大	八・六	八・六	三〇〇	三〇〇	一五〇	一五〇	mg/l	mg/l
洗淨施設	通常	既設	既設	既設	間欠	二時間	あり	通常	五・八〇	五・八〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	mg/l	mg/l
洗淨施設	最大	既設	既設	既設	間欠	二時間	あり	最大	八・六	八・六	三〇〇	三〇〇	一五〇	一五〇	mg/l	mg/l

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間 時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の項目	汚染等の状態の値
								単位	単位		
湯煮施設	三、〇〇〇リットル/回 六基	既設	既設	既設	間欠	八時間	あり	通常	九	五・八〇八・六	mg/l
								最大	一〇・二	八・六	mg/l
								通常	六	五・八〇八・六	mg/l
								最大	七・二	八・六	mg/l
湯煮施設	三、〇〇〇リットル/回 三基	既設	既設	間欠	八時間	あり	通常	六	五・八〇八・六	mg/l	
							最大	七・二	八・六	mg/l	
							通常	六	五・八〇八・六	mg/l	
							最大	七・二	八・六	mg/l	
湯煮施設	三、〇〇〇リットル/回 六基	既設	既設	間欠	八時間	あり	通常	九	五・八〇八・六	mg/l	
							最大	一〇・二	八・六	mg/l	
							通常	六	五・八〇八・六	mg/l	
							最大	七・二	八・六	mg/l	
湯煮施設	三、〇〇〇リットル/回 三基	既設	既設	間欠	八時間	あり	通常	六	五・八〇八・六	mg/l	
							最大	七・二	八・六	mg/l	
							通常	六	五・八〇八・六	mg/l	
							最大	七・二	八・六	mg/l	

平成二十年一月十八日

大分県報(告示)

五

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水の項目	汚水の濃度	等の要求量	汚染の要求量	状態の要求量	の値	
								単位	単位						mg/l	mg/l
湯煮施設	三、〇〇〇リットル/時間	既設	既設	既設	間欠	八時間	あり	通	常	五・八	八・六	—	五〇〇	五〇〇	二〇	五
								最大	最大	八・六	七〇〇	七〇〇	三〇	一二		
								通	常	五・八	五〇〇	五〇〇	二〇	五		
								最大	最大	八・六	七〇〇	七〇〇	三〇	一二		
湯煮施設	二、五〇〇リットル/回 二基	既設	既設	既設	間欠	八時間	あり	通	常	五・八	八・六	—	五〇〇	五〇〇	二〇	五
								最大	最大	八・六	七〇〇	七〇〇	三〇	一二		
								通	常	五・八	五〇〇	五〇〇	二〇	五		
								最大	最大	八・六	七〇〇	七〇〇	三〇	一二		

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間 時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水	等の	汚染	状態	の値	
								項目	単位					mg/l	mg/l
湯煮施設	五〇〇リットル/回	二基	既設	既設	既設	八時間	あり	通	通	五・八〇八・六	―	五〇〇	五〇〇	二〇	五
								最	最	八・六	―	七〇〇	七〇〇	三〇	一二

平成二十年一月十八日

大分県報(告示)

平成二十年一月十八日

大分県報(告示)

一〇

4 汚水等の処理の方法		種	処	能	構	主 要 寸 法	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚 水 の 等 の 汚 染 状 態 の 値
類	式	方	力	造	項 目								単 位	単 位	
生物処理+化学処理+物理処理	長時間ばつ気方式	二〇〇m ³ /日	鉄筋コンクリート造	既設	既設	既設	連続	二四時間	なし	通常の値	処理前	処理後	最大の値	処理後	水素イオン濃度 六〇七 生物化学的酸素要求量 一、二〇〇 化学的酸素要求量 六〇〇 浮遊物質 六〇〇 窒素含有量 五 りん含有量 一
						流量調整槽 二〇一・六m 第一沈殿槽 二四二・八m 第一ばつ気槽 八一m 第二ばつ気槽 三六・三m 第二沈殿槽 二九・八m					通常の値	処理前	処理後	最大の値	水素イオン濃度 六〇七 生物化学的酸素要求量 五・八〇八・六 化学的酸素要求量 一五八 浮遊物質 一〇 窒素含有量 〇・七 りん含有量 〇・一
											最大の値	処理前	処理後	最大の値	水素イオン濃度 六〇七 生物化学的酸素要求量 一、五〇〇 化学的酸素要求量 八〇〇 浮遊物質 八〇〇 窒素含有量 六 りん含有量 二
											最大の値	処理前	処理後	最大の値	水素イオン濃度 六〇七 生物化学的酸素要求量 五・八〇八・六 化学的酸素要求量 二五 浮遊物質 一五 窒素含有量 一・四 りん含有量 〇・二

5 排出水の量及び汚染状態の値	排水口名	No.1	
		通常	最大
一日当たりの排出水量	単位	通常	最大
項目	単位	通常	最大
汚水	水素イオン濃度	五・八〇八・六	五・八〇八・六
等の	生物化学的酸素要求量	八	一〇
汚染	化学的酸素要求量	二二	二〇
状態	浮遊物質	五	一〇
の値	窒素含有量	五	一〇
	りん含有量	〇・五	一
	mg / l		

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十年一月十八日から同年二月八日まで。

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び臼杵市役所

大分県告示第二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トキハわさだタウン

大分市大字玉沢字楠本七百五十五番地の一ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハ

代表取締役社長 岡本邦彦

大分市府内町二丁目一番四号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

株式会社正一電気

代表取締役社長 折田正一

鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目三十二番二十六号

株式会社アルベン

代表取締役 水野泰三

福岡県大野城市御笠川二丁目十八番五号

株式会社トキハ

代表取締役社長 岡本邦彦

大分市府内町二丁目一番四号

株式会社トキハインダストリー

代表取締役社長 渡邊正光

大分市明野東一丁目一〇一

株式会社リプロ

代表取締役社長 千本木正夫

東京都豊島区東池袋四丁目二十七番十号

株式会社ファーストリテイリング

代表取締役 柳井正

山口県山口市大字佐山七百十七番地一

株式会社マミーナ

代表取締役社長 角永善重

大分市下田尻九十一一

株式会社ファイブ・フォックス

代表取締役 上田稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番七号

株式会社ライトオン

平成二十年一月十八日

大分県報（告示）

代表取締役 藤原政博

茨城県つくば市東新井三十七ー一

株式会社ピージーエム

代表取締役 杉本博彦

東京都目黒区中目黒一ー一四十五

株式会社ケンミン

取締役社長 是永惣司

大分市大道町三丁目二十三番地

株式会社ヤノメガネ

代表取締役 矢野峯生

大分市中央町一丁目五番六号

株式会社大分フジカラー

代表取締役 今川茂治

大分市大字畑中五百六十七番地

株式会社和信

代表取締役 浦田俊一

大分市府内町一ー三一二十五ー六百二

株式会社イマック

代表取締役 一丸総一郎

大分市王子南町二番八号

株式会社キューイン

代表取締役 黒川一

大分市高松東三丁目三ー十

株式会社古荘本店

代表取締役 古荘善啓

熊本県熊本市古川町十三

株式会社アポロサービス

代表取締役 藤井彰敏

福岡県北九州市小倉区白銀一丁目八ー二十六

ロイヤルクリーニング株式会社大分白屋

代表取締役社長 野中崇史

大分市弁天二丁目一ー二十七

変更後

株式会社ケーズデンキホールディングス

代表取締役社長 加藤修一

茨城県水戸市桜川一丁目一ー二十五

株式会社アルペン

代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号

株式会社トキハ

代表取締役社長 岡本邦彦

大分市府内町二丁目一番四号

株式会社トキハインダストリー

代表取締役社長 佐藤裕士

大分市明野東一丁目一ー一

株式会社リプロ

代表取締役社長 大野隆樹

東京都豊島区西池袋三ー一ー十三

株式会社ファーストリテイリング

代表取締役 柳井正

山口県山口市大字佐山七百十七番地一

株式会社マミーナ

代表取締役社長 角永善重

大分市下田尻九十一ー一

株式会社ファイブ・フォックス

代表取締役 上田稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番七号

株式会社ライトオン

代表取締役 藤原政博

茨城県つくば市吾妻二丁目十一番一号

株式会社ケンミン

取締役社長 大波多茂俊

大分市大道町三丁目二十三番地

株式会社ヤノメガネ

代表取締役 矢野博久

大分市中央町一丁目五番五号
株式会社大分フジカラー

代表取締役 渡 辺 博文

大分市大字畑中五百六十七番地
株式会社和信

代表取締役 浦 田 俊一

大分市新春日町三一十九一
いちまるプラス有会社

代表取締役 一 丸 総一郎

大分市中央町二一八一十一
株式会社キューイン

代表取締役 黒 川 一

大分市高松東三丁目三十一
株式会社古荘本店

代表取締役 古 荘 善 啓

熊本県熊本市古川町十三
ロイヤルクリーニング株式会社大分白屋

代表取締役社長 野 中 俊 秀

大分市弁天二丁目一―二十七

4 変更の年月日

平成十九年五月二十五日

二 届出年月日

平成十九年十二月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十年一月十九日から同年五月十八日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び中部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十年五月十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農林漁業用揮発油税財源身 替農道整備事業	伐株地区	平二〇・一・一八から 平二〇・二・七まで	玖珠町役場

大分県告示第二十八号

大分県環境緑化条例（昭和四十八年大分県条例第十九号）第十一条第五項の規定により、
次の特別保護樹木の指定を解除した。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

特別保護樹木

指定樹木名	所在地	胸高周囲	所有者
ツバキ	別府市大字東山字一九九〇番地	一〇〇センチメートル	佐藤 悟

大分県告示第二十九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び
第八項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成十九年大分
県告示第七号）の全部を平成十九年十二月十九日付けで次のとおり変更したので、同条第十
項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の海面漁業は、平成十七年の生産量で全国第二十二位、生産額で全国第十七位と、全国で中位の漁獲水準にある。また、まき網漁業漁獲物を利用した水産加工業も盛んであり、県下沿岸域において、水産業は中核的な産業となっている。

2 本県水域は、豊前海及び伊予灘西部域を含む瀬戸内海海域と黒潮系水の影響を強く受ける豊後水道海域とに二大別され、これら両海域が豊予海峡周辺で接している。このため、県内の水産資源は、瀬戸内海海域あるいは豊後水道海域に固有の資源と両海域に分布又は回遊する資源等とが混在し、魚介類の種類及び量ともに豊富で、全国的にも有数な漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなっている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海洋生物資源について種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量及び海域別の漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 また、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の県下沿岸域の主要資源については、種苗放流を積極的に実施し、適正な漁業管理を進めるとともに、資源の有効利用のために必要な調査を行い、総合的な資源管理を実施するものとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県への入漁船及び他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

6 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、

資源調査体制の充実強化を図ることとする。
さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
1 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成十九年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあいし	平成十九年一月から 平成十九年十二月まで	五、〇〇〇トン
まいわし	平成十九年一月から 平成十九年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成十九年七月から 平成二十年六月まで	若干

2 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成二十年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあいし	平成二十年一月から 平成二十年十二月まで	四、〇〇〇トン
まいわし	平成二十年一月から 平成二十年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十年七月から 平成二十一年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成二十年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。
また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、数量を明示しないこととした。
まあじ

中型まき網漁業
小型まき網漁業 「三、一〇〇トン」

(注) 中型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則(昭和四十二年三月二十八日大分県規則第十八号)第七条第三号に規定する漁業をいう。

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まあじ

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則(以下「規則」という。)に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。
また、まあじ採捕を目的とするその他漁業及び遊漁にあつては、その実態の把握に努めることとし、数量管理のあり方等について検討するものとする。

2 まいわし、まさば及びごまさば(共通施策)

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、規則に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。
また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成二〇年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
-------------	-------	----	----	---------------

平成二十年一月十八日

さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	九月一日から十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まこがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業)	周防灘	一月一日から二月十日まで	二、四四五

(注) さわら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成八年農林水産省令第三十一号)第一条第六号に規定するさわら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。
六 第二種特定海洋生物資源ごとの定める漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成二〇年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さわら流ししき網漁業	瀬戸内海	九月一日から十二月三十一日まで	一三、五〇〇
まこがれい	小型機船底びき網漁業(うちこぎ網漁業及びびけた網漁業)	周防灘	一月一日から二月十日まで	二、四四五

(注) さわら流ししき網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流ししき網漁業をいい、こぎ網漁業及びびけた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業こぎ網漁業及び手繰第三種漁業びけた網漁業をいう。
七 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

1 さわら

瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、国が作成した「サワラ瀬戸内海系資源回復計画」の着実な実施を本県として推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。
知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を

大分県報(告示)

進めることとする。
2 まこがれい

周防灘のまこがれい等七魚種の資源回復を図るために、国が作成した「周防灘小型機船底びき網漁業対象種(カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)資源回復計画」の着実な実施を本県として推進することとする。
知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

大分県告示第三十号

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条第一項の規定により、漁港区域に係る海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

沿岸名	豊後水道西沿岸
海岸名	佐志生漁港海
地区	佐志生地区海
区	大分県臼杵市大字佐志生
域	一 指定場所 大分県臼杵市大字佐志生 二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、補助点九の一、補助点一の一及び基点一を順次に結んだ線内の区域 三 基点及び補助点の表示 基点一 北緯三三度一〇分三二秒九九七三 東経一三一度四九分五四秒六七〇九 基点二 北緯三三度一〇分三六秒一三八六 東経一三一度四九分五九秒一九五三 基点三 北緯三三度一〇分三七秒二二四〇 東経一三一度四九分五六秒九〇九八

基点四	北緯三三度一〇分三五秒五〇四八
東経一三一度四九分五四秒三四三六	
基点五	北緯三三度一〇分三四秒九九三
東経一三一度四九分五二秒六九二六	
基点六	北緯三三度一〇分三四秒二六一八
東経一三一度四九分五〇秒九六六九	
基点七	北緯三三度一〇分三三秒〇五九九
東経一三一度四九分四八秒二五一〇	
基点八	北緯三三度一〇分二八秒六六三四
東経一三一度四九分四三秒六五四九	
基点九	北緯三三度一〇分二六秒四四二六
東経一三一度四九分四三秒〇三三九	
補助点九の一	北緯三三度一〇分二〇秒五〇四〇
東経一三一度四九分五〇秒二三一四	
補助点一の一	北緯三三度一〇分二六秒二二六八
東経一三一度四九分五七秒三七一七	

大分県告示第三十一号

漁港区域に係る海岸保全区域の指定に関する告示(平成四年大分県告示第八百三十六号)で指定した豊後水道西沿岸佐志生漁港海岸佐志生地区海岸保全区域は、廃止する。
平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道笹倉久住線	竹田市久住町大字白丹字柱松二五 五五番一六地先から 竹田市久住町大字白丹字桑迫一九	前	メートル 一五・四 七・五	メートル 四一〇・八

八九番一地先まで	竹田市久住町大字白丹字柱松二五 五五番一六から 竹田市久住町大字白丹字桑迫一九 八九番一地先まで	後	二四・〇 一一・〇	四一・八	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
					県道笹倉久住線	竹田市久住町大字白丹字柱松二五五番一六 から 竹田市久住町大字白丹字桑迫一九八九番一地 先まで	平二〇・一・一八

大分県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字町田字潜石一四 二二番三から 玖珠郡九重町大字町田字柚ノ木二 〇二番三まで	前	八・〇 メートル 七・〇	メートル 八〇・〇
	玖珠郡九重町大字町田字潜石一四 二二番三から 玖珠郡九重町大字町田字柚ノ木二 〇二番三まで	後	一二・五 七・〇	八〇・〇

大分県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道笹倉久住線	竹田市久住町大字白丹字柱松二五五番一六 から 竹田市久住町大字白丹字桑迫一九八九番一地 先まで	平二〇・一・一八

大分県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字町田字潜石一四二二番三から 玖珠郡九重町大字町田字柚ノ木二〇二番三まで	平二〇・一・一八

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を立てたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 公表する書類
- 二 公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山村振興部又は農山漁村振興部
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、次の森林計画

区について地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。
平成二十年一月十八日

一 公表する書類
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 公表場所
地域森林計画変更計画書（大分北部、大分南部及び大分中部）

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山村振興部又は農山漁村振興部

平成二十年大分県立農業大学校農学部 of 学生を次のとおり二次募集する。
平成二十年一月十八日

一 募集定員
若干名
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 学科
総合農学科

園芸学科（野菜専攻、花き専攻、果樹専攻）

畜産学科

三 修業年限
二年

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 高等学校を卒業した者及び平成二十年三月卒業見込みの者

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条の規定に該当する者

五 試験方法

1 筆記試験

2 面接試験

六 筆記試験の科目

必須科目 国語Ⅰ及び数学Ⅰ

選択科目 生物Ⅰ、英語Ⅰ、農業科学基礎及び環境科学基礎のうちから一科目選択

七 出願手続

入学願書に次の書類を添えて大分県立農業大学校に提出すること。

1 受験票

2 最終学校の調査書

3 写真（最近三箇月以内に撮影した無帽・正面・上半身で縦4センチメートル・横3センチメートルのもの）二葉（裏に氏名を明記すること。）

4 健康診断書（平成十八年度以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）

5 履歴書（平成十八年度以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）

6 切手四百三十円分

八 願書受付期間

平成二十年二月二十九日（金）から同年三月十四日（金）まで。ただし、郵送の場合は同日の消印のあるものまで受け付ける。

九 試験期日

平成二十年三月二十一日（金）午前九時から午後五時まで。

十 試験場所

豊後大野市三重町赤嶺二千三百二十八番地一

大分県立農業大学校

十一 合格発表

平成二十年三月二十四日（月）正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人あて通知する。

十二 その他

受験についての問い合わせは、大分県立農業大学校教務・学生課（電話〇九七四―二二一七五八四）にすること。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、県有財産の売払いにつき、次のとおり一般競争入札を実施する。
平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

県有財産売買契約

大分市大字本神崎字中山百七十一番十二及び百七十一番七

雑種地 三六四・七一平方メートル

雑種地 二三六・〇八平方メートル（持分六分の一）

建物 木造平屋建瓦葺住宅 延床面積七五・七一平方メートル

倉庫 延床面積三・九七平方メートル

工作物 ブロック塀、門扉及びカーポート

二 競争入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者並びに同条第二項各号に掲げる者でその事実のあつた日から二年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

三 契約条項を示す場所及び日時

1 場所 大分市府内町三丁目十番一号 大分総合庁舎七階 教育庁福利課

2 日時 平成二十年一月十八日（金曜日）から同年二月一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。

四 競争入札及び開札の場所及び日時

1 場所 大分市府内町三丁目十番一号 大分総合庁舎八階 八二会議室

2 日時 平成二十年二月四日（日曜日） 午前十一時

五 入札保証金

見積金額の百分の五以上

六 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 入札者として資格がない者のした入札

2 競争に際し、不当に価格を引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札

5 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となつた者のした入札

6 入札金額の訂正に訂正印のない入札

7 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

8 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

七 契約内容の公表

県有財産の売払いに係る契約の内容のうち次の各号に掲げる事項は、公表する。

1 不動産の所在地

2 区分（土地、建物等の区分）

3 数量（土地の面積、建物の床面積等）

4 契約者の氏名又は名称及び住所（市町村名）

5 契約年月日

6 契約金額（契約金額が七千万円未満の不動産の売払いに係る契約で、契約者が国又は他の地方公共団体以外のものにあつては、契約者の同意がある場合に限る。）

八 その他

1 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

2 入札は、所定の様式の入札書によること。

3 その他不明の点がある場合は、大分県教育庁福利課に問い合わせること。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

1 業務の種類 定時制高校給食調理業務

2 契約期間 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日まで

3 給食提供期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで（ただし、対象施設の休業日を除く。）

4 対象施設 大分県立別府鶴見丘高等学校
大分県立大分中央高等学校
大分県立中津商業高等学校

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者は、次の参加資格要件を満たすこと。

(一) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札に参加する者に必要な資格（昭和五十五年大分県告示第四十九号）に定める入札参加資格を取得している者であること。

なお、この公告の日現在で資格を取得していない者については、平成二十年二月十五日（金）までに大分県会計管理局用度管財課に審査の申請を行い、同月二十二日（金）の午後五時までに、資格を取得したことを確認し大分県教育庁体育保健課へ通知書の写しを提出（郵送も可）すること。（郵送による場合は、同日までに必着のこと。）

(二) 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

なお、実績は、過去二年間に二箇所以上とする。

- (三) 厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は文部科学省が定めた「学校給食衛生管理の基準」に基づいた調理業務を自社において確立し、現に、これに基づき調理業務を行っていること。
- (四) 従業員に対して食品の安全衛生に関する教育を計画的に実施していること。

2 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四に規定する者
- (二) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八條第一項若しくは第十九條第一項若しくは第二項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (三) 最近一年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納している者

三 契約条項を示す日時及び場所

- 1 日時 平成二十年一月十八日（金）から同年三月六日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

四 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項

- 1 入札説明書の配付
 - (一) 日時 平成二十年一月十八日（金）から同年二月二十二日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前九時から午後五時までの間
 - (二) 場所 大分総合庁舎八階 大分県教育庁体育保健課健康教育・安全対策班
〒八七〇―八五〇三 大分市府内町三丁目十番一号
電話 ○九七―一五〇六一五六三六
- 2 入札説明会
 - (一) 日時 平成二十年二月六日（水）午前十時
 - (二) 場所 大分総合庁舎八四会議室
- 3 入札参加資格の確認
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した申請書を次により提

出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(一) 添付書類

- (1) 会社概要書（経営理念、業務内容、組織体制、従業員数等が分かる資料）
- (2) 契約実績に関する資料（契約実績調書及び契約書の写し等）
- (3) 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）
- (4) 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）
- (5) 納税証明書の写し（直近一年間）

(二) 申請の時期

平成二十年二月七日（木）から同月二十二日（金）午後五時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(三) 申請書等の提出先

1 (二)に同じ。

(四) 申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県教育庁体育保健課に必着のこと。また、封筒に「定時制高校給食調理業務委託に係る一般競争入札入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

(五) 提出部数

各一部

五 入札及び開札の日時及び場所

- 1 入札及び開札の日時 平成二十年三月七日（金）午後二時
- 2 入札及び開札の場所 大分総合庁舎八四会議室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により、入札保証金の全部を免除する。
- 2 契約保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第五条第三項第九号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

七 無効入札に関する事項

<p>平成二十年一月十一日付け大分県報第一九二九号に登載の公告（一般競争入札の実施）中の訂正</p>	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> この公告に示した入札参加資格のない者のした入札 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札 入札金額の訂正に訂正印のない入札 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 入札に際し、不正の行為を行った者による入札 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札 最低制限価格に関する事項 設定しない。 落札者の決定の方法 <ol style="list-style-type: none"> 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第六十七条の八第三項の規定により再度の入札を行う。この場合において再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 その他 代理人による入札の場合は委任状を提出すること。 本入札及び契約に関する担当部署 大分県教育庁体育保健課健康教育・安全対策班
--	--

○正 誤

ページ	六	段	下	行	右から四、七	誤	<p>入札書の見積金額（入札書記載金額に当該金額の100分の5の額を加えた額）に60を乗じた金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	正
-----	---	---	---	---	--------	---	--	---